

東京都男女平等参画審議会 答申（概要）

「東京都配偶者暴力対策基本計画の改定に当たっての基本的考え方について」

第1部 基本的考え方

1 都・国の取組と計画の位置付け（P. 1～）

- 都は、東京都男女平等参画基本条例において、「性別による権利侵害の禁止」として、配偶者暴力やセクシュアル・ハラスメントの禁止等について定め、その対策に取り組んできた。
- 配偶者暴力対策については、平成13年に配偶者暴力防止法が制定され、都は平成14年度に配偶者暴力相談支援センターを設置。平成16年の法改正では、都道府県による基本計画の策定が定められ、都は平成18年3月に「東京都配偶者暴力対策基本計画」を策定。関係機関の連携のもと、総合的、計画的に施策を推進。
- 配偶者暴力対策以外にも、平成12年にはストーカー規制法が施行、平成26年には、いわゆるリベンジポルノ法が制定されるなど、男女間の暴力の防止に向けた対策は着実に前進。
- 都では今年度、基本計画を改定し、新たに策定する「東京都女性活躍推進計画」と合わせ、条例に基づく行動計画として、「東京都男女平等参画推進総合計画」（仮称）を策定予定。
- この総合計画に基づき、都における対策がさらに力強く進められることを期待。

2 暴力をめぐる現状認識（P. 2～）

- 配偶者暴力をはじめとする男女間の暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害。
- 配偶者暴力は、外部からの発見が困難な家庭内で行われるため、潜在化しやすく、加害者に罪の意識が薄い傾向。周囲も気付かないうちにエスカレートし、被害が深刻化しやすい。
- 被害者の多くは女性であり、経済的自立が困難な女性への配偶者からの暴力は、個人の尊厳を傷つけるだけでなく、男女平等参画社会の実現を妨げるもの。
- 配偶者暴力は、周囲の者に及ぶ場合があり、特に子供への影響は深刻。児童虐待防止法では、子供が直接暴力を受けていなくても、家庭内で暴力を目撃するなど著しい心理的外傷を与える場合も児童虐待に当たるとされている。
- また、都調査では、女性の約4割、男性の約3割が交際相手から暴力の被害。
- 性暴力被害は、被害に遭ったことによる著しい身体的・精神的ダメージに加え、周りに相談できずに一人で抱え込む傾向。
- ストーカー被害は、事態が急展開して重大事件に発展する恐れがある。最近では、SNSの普及等を背景に、女性の性的画像をネット上に拡散させる犯罪行為も増加。

3 暴力のない社会の実現に向けて（P. 3～）

- 配偶者等暴力、性暴力、ストーカー行為やセクシュアル・ハラスメント等は、その形態の如何を問わず男女平等参画社会の実現を阻害する要因。
- 深刻な人権侵害である加害行為を防止し、人権を守るために都は、区市町村、民間団体、

警察など、関係機関と力を合わせて取り組むことが必要。

- 暴力表現や配慮を欠いた性表現を防ぐなど、メディア等における人権の尊重の確保も重要。
- 近年は、同性同士のストーカー行為、性暴力、親密な間柄にあるパートナーからの暴力による被害も起きており、人権尊重の観点からそれぞれの被害者の状況に配慮した支援が必要。
- 改定後の基本計画に基づく配偶者等暴力対策の実施に当たっては、性暴力やストーカー行為の防止、性・暴力表現への対応など、近接する課題にも視野を広げ、合わせて取り組むことで、対策の実効性をより高めることが期待できる。

4 配偶者暴力対策を進めるに当たっての中心的視点について（P. 4～）

基本計画の改定に当たっては、特に配偶者等暴力対策について、施策実施の中心となる視点を以下のとおり設定し、着実に取り組んでいくことが重要。

(1) 暴力の背景の正しい認識と暴力を許さない社会の形成に向けた啓発

暴力を生み出す背景についても広く認識し、暴力の防止に向けて、社会全体で取り組むことが必要。また、児童虐待や高齢者虐待など家庭で生まれる様々な暴力との関係にも配慮しながら取組を進めることが求められる。

暴力を許さない社会形成のためには、特に、若いうちから暴力を伴わない人間関係を構築する観点からの教育・啓発を行っていくことが重要。

(2) 都と区市町村等関係機関、民間団体の相互連携と役割分担

被害者の生活再建までを視野に入れ、身近な地域できめ細かい支援を迅速、円滑に進めるには区市町村の役割が重要。都と区市町村がそれぞれの役割を明確にしつつ、相互に補完し、協働して取り組むことが必要。また、民間団体は被害者支援等について先進的に取り組んでいる。都は、民間団体が特性や経験を発揮できるよう支援し、連携して被害者支援を行うことが必要。

(3) 被害者等の安全確保と本人の意思を尊重した継続的な支援

被害者が、暴力から逃れ本人の意思に沿った自立に至るまでには、相談から保護、生活再建まで、様々な機関からの支援が必要。被害者や家族の安全の確保を最優先に、被害者の視点に立った切れ目のない支援を行うためには、より一層の支援体制の強化を図ることが必要。

5 基本計画の数値目標について（P. 6～）

基本計画の実効性を確保するためには、PDCAサイクルの観点から、具体的な数値目標を設定し、その達成状況を把握していくことが重要。数値目標の設定に際しては、どのような数値目標が配偶者等暴力対策の推進に資するののかということを、多角的に検討の上で設定することが必要。

第2部 基本計画に盛り込むべき事項

I 配偶者暴力対策

1 暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見

(1) 暴力を許さない社会形成のための教育と啓発の推進（P. 7～）

- 多くの都民に向けて様々な機会を捉えて、配偶者等からの暴力に関する幅広い啓発を実施するとともに、子供のいる家庭や若年層など対象を絞った啓発も併せて行っていく。
- 子供の面前での配偶者暴力が児童虐待に当たり、子供の精神に悪影響を及ぼすことを、様々な機会を通じて広報する。
- 若者がよく利用する媒体を活用して、交際相手からの暴力をはじめ、性暴力、ストーカー行為や若年層が遭いやすい性に関わる被害について併せて啓発。若年層が相談しやすい環境整備等を行う。
- 学校教育においては、学習指導要領に基づき、人権教育を引き続き推進。男女が互いの人格を尊重し、望ましい人間関係を築く教育を発達段階に合わせて推進する。
- 学校以外の若年層の自立を支援する場においても、上記のような教育を行う。

(2) 早期発見体制の充実（P. 10～）

- 医療機関、幼稚園・保育所、学校等の教職員、民生・児童委員等、被害者の周囲の人々による早期発見体制の強化と適切な対応に向けた取組を充実させる。
- 医療関係者に対して、研修等により「医療関係者のための配偶者暴力被害者対応マニュアル」の周知を図り、活用を促す。
- 幼稚園・保育所等において、「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」の活用を促進する。
- 警察においては、研修の充実を図り、早期発見から、迅速・適切な対応につながるよう、関係機関との連携強化に努める。

2 多様な相談体制の整備

(1) 都の配偶者暴力相談支援センター機能の充実（P. 13～）

- 被害者がより相談しやすくなるよう相談機能の充実を図るとともに、電話や来所相談が困難な場合でも必要な情報が入手できるように、ウェブサイト等による情報提供を充実させる。
- 「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」の内容を充実するとともに、外部専門家によるスーパーバイズや、関係機関の調整を行う職員・専門員の研修の充実等により、相談機能の強化を図る。
- 都内の配偶者暴力相談支援センターの中核として、区市町村配偶者暴力相談支援センターとの連携や情報共有を図ることにより、都内全域で対応能力の向上を目指す。

(2) 身近な地域での相談窓口の充実（P. 16～）

- 区市町村の男女平等参画センターや福祉事務所、警察等の各相談窓口職員への研修の充実など、身近な地域で被害者の相談に適切に対応できるように、相談体制強化のための取組を進める。
- 区市町村の体制整備に向けての支援など、各区市町村の状況を踏まえた技術的支援を行う。

(3) 被害者の状況に応じた相談機能の充実（P. 19～）

- 外国人被害者に対して、養成した外国人被害者支援のための通訳人材や相談シートの活用により、

相談体制の充実を図る。

- 障害がある被害者や高齢の被害者に対しては、日常的に接する機会の多い職員への研修の充実と、各相談窓口との連携強化等により、被害者の状況に応じた支援が行えるよう相談体制を整える。
- 外国人や障害者などを支援する団体の職員に対し、被害者を発見した場合に対応ができるように、研修等を行う。
- 男性被害者に関しては、男性相談の実施状況を分析し、実態把握をする。
- 被害者一人一人の状況に応じた対応ができるよう、相談員の対応能力の向上や、被害者が活用できる制度について適切に情報提供を行うための研修を充実させる。
- 潜在的被害者については、相談につながるよう、より多くの人への相談窓口の周知方法について検討する。

3 安全な保護のための体制の整備

(1) 保護体制の整備（P. 21～）

- 被害者の状況に応じた適切な保護ができるよう、民間団体への一時保護委託や、必要に応じて民間シェルターの利用など民間団体との連携も含め、一時保護体制の一層の充実を図る。
- 一時保護時の児童に対する心理的ケアや就学児童に対する適切な学習機会の提供など、同伴児童への対応の更なる充実を図る。

(2) 安全の確保と加害者対応（P. 23～）

- 警察等関係機関との連携を強化し、被害者及び関係者の安全確保に努める。
- 保護命令制度だけでなく、ストーカー規制法などについても周知する等、適切な対応を図る。
- 保護命令制度の拡充等について、国の動向を踏まえつつ、必要に応じて国への働きかけを行う。
- 同伴児童の安全を図るため、学校、幼稚園や保育所等各関係機関との連携強化を図る。
- 支援者等の安全のため、「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」及び「配偶者暴力から子供を守る連携プログラム」に、加害者対応の項目を加えるなど改定を行い、関係機関への普及を図る。
- 加害者（未成年者を含む）からの被害者や支援者に対する更なる暴力を防止するために、被害者支援の一環として、加害者に対する相談窓口等の充実を図る。

4 自立生活再建のための総合的な支援体制の整備

(1) 総合的な自立支援の展開（P. 26～）

- 都の配偶者暴力相談支援センターにおいて、被害者の心理的サポートやニーズを踏まえた各種情報提供等の支援策の充実など、自立支援機能の充実を図る。
- 被害者が相談から自立まで切れ目のない支援を受けられるよう、支援策の充実や関係機関との連携強化を図る。
- 被害者の負担軽減のため、区市町村が身近な地域の連携の中心としての役割を果たせるよう、区市町村の配偶者暴力相談支援センター機能整備に向けた技術的支援を一層充実させる。
- 支援者の対応能力の向上や、被害者が活用できる制度について適切に情報提供を行うための研修を充実させる。

(2) 安全で安心できる生活支援（P. 28～）

- 住民票の取扱いなどについて、関係機関への周知を徹底するなど、被害者の個人情報の管理の徹

底を図るとともに、情報が漏えいすることのないよう、関係機関との連携を強化する。

- 子供の安全な就学の確保に向け、転校先等の情報の適切な管理など、学校等関係機関との連携強化を図る。
- 被害者や関係者が安心して生活できるよう法的支援を充実させる。
- 引き続き、民間の自助グループ等に参加を希望する被害者への情報提供や、自助グループ等への活動場所の提供等の支援を行う。

(3) 就労支援の充実（P. 30～）

- 被害者の安定した就労の実現のため、関係機関が連携して被害者のニーズに合った支援策の提供に努める。
- 一時保護施設等退所者に対する就職時の身元保証制度についての情報提供など、被害者に対し、就労に必要な情報を適切に提供する。

(4) 住宅確保のための支援の充実（P. 31～）

- 一時保護施設等退所後の各施設の利用について、各関係機関と情報共有するなど連携して、被害者に対する適切な情報提供を行う。
- 引き続き都営住宅を活用した支援に取り組む。
- 民間賃貸住宅に入居する際の保証制度について、一時保護施設等退所者への連帯保証制度等適切な情報提供を行うとともに、全国共通の公的保証制度の創設について、既存の保証制度を活用して対象を配偶者暴力被害者に広げることも含めて、国への働きかけを行う。

(5) 子供のケア体制の充実（P. 32～）

- 配偶者暴力被害者の支援機関と児童相談所や子供家庭支援センターなど子供支援の中核的機関との連携を強化し、同伴する子供に対しても、切れ目のない継続的なケアを提供する。
- 児童相談所や学校との連携・協力により、児童心理司、スクールカウンセラー等を活用し、子供の心のケアの充実を図る。
- 子供の支援に当たる各機関の関係者への研修や情報提供を充実させる。
- 「配偶者暴力から子供を守る連携プログラム」の内容の充実を図り、幼稚園や保育所、学校等へより幅広く普及させることにより、配偶者暴力に対する理解を深めていく。
- 子供のケアのためには、親の心の回復が重要であるため、配偶者暴力のある家庭の親子ともに参加する講座の充実により、心の傷の回復を側面から支援する。
- 配偶者暴力により離婚した被害者の支援に当たって、面会交流が問題となる時は、子供の状態や意思に十分配慮する。
- 配偶者暴力により離婚した後の加害者と子供との面会交流については、関係機関の職員を対象に、面会交流が子供に与える影響を踏まえ、適切に対応するための具体的な知識や技術を付与する。

5 関係機関・団体等の連携の推進

(1) 広域連携と地域連携ネットワークの強化（P. 34～）

- 都と区市町村の役割分担に基づき、それぞれの関係機関間の連携・ネットワーク化を進めるとともに、連携会議等を通じて、都と区市町村のセンター同士の連携強化を図る。
- 配偶者暴力相談支援センター未整備の区市町村に対し、整備に向けた働きかけを行うとともに、相談・支援体制の整っていない町村に対しては、出前講座等を通じて体制強化を支援する。

(2) 民間団体との連携・協力の促進（P. 36～）

- 被害者に対し、相談から自立まで、きめ細かく切れ目のない支援体制を確立することを目指し、今後も民間団体の有する専門的能力を活用するなど、民間団体との連携を強化していく。
- 民間団体の自主的な取組に対し、財政支援も含め一層の支援を図るなど、これまで以上に民間団体が活動しやすい環境整備に取り組む。

6 人材育成の推進と適切な苦情対応

(1) 人材の育成（P. 37～）

- 研修内容の充実や研修対象者の拡大などにより、民間団体を含め被害者の支援に当たる人材を育成するとともに、支援者の負荷軽減に向けた対策を充実する。
- 相談員の資格認定制度の創設について国に働きかけるなど、支援者の専門的能力の適正な評価に向けて取り組む。

(2) 二次被害の防止と苦情への適切かつ迅速な対応（P. 38～）

- 配偶者等暴力の深刻さを十分に認識しないまま不適切な対応を行わないよう、二次被害防止のための研修の充実を図る。
- 苦情の申し出に適切な対応をするため、支援機関における苦情処理手順の明確化を図る。

7 調査研究の推進（P. 39～）

- 配偶者等暴力と被害者を取り巻く状況を把握・分析し、被害者が必要とする施策を検討していく。
- 加害者対応に関しては、相談事例の分析を通じて実態把握などに努める。
- 暴力の防止と被害者の保護のため、加害者対応の充実に向けて、国の動向や民間団体等が実施する加害者更生のための取組に関する情報収集を行うとともに、国への働きかけを行う。

Ⅱ 性暴力被害者に対する支援（P. 41～）

- 社会全体で性犯罪・性暴力の防止が重要な課題であるという認識を深めるとともに、支援を必要とする人に情報が届くよう、性犯罪・性暴力による被害の相談窓口を周知する。
- 民間支援団体、協力医療機関、警察等の連携で実施している性犯罪・性暴力被害者のワンストップ支援策について、関係機関との連携の強化や、関係者向けの実践的研修の実施等により充実を図る。
- 身近な窓口でも被害者からの相談に適切に対応できるように、研修等により相談窓口の職員の更なる対応能力の強化を図る。
- 相談に対する被害者の心理的な抵抗感を取り除き、被害者にとって相談しやすい環境を整備するとともに、被害者のプライバシー保護や二次被害防止に向けて適切な対応を行う。

Ⅲ ストーカー被害者に対する支援（P. 43～）

- 社会全体でストーカー行為の防止が重要な課題であるという認識を深めるとともに、ストーカー行為に関する被害の相談窓口を周知する。

- 被害者からの相談に適切に対応できるよう、研修等により相談窓口職員の対応能力の強化を図る。
- ストーカー行為は、事態が急展開して重大事件に発展する恐れがあるため、危険性や切迫性を的確に判断し、被害者の安全確保と、行為者に対する検挙等の措置を迅速に行う体制を整備する。
- ストーカー行為の危険性や、インターネット利用等に関する正しい理解を促すための啓発を行う。

Ⅳ セクシュアル・ハラスメントの防止（P. 45～）

- セクシュアル・ハラスメントは社会的に許されない行為であることを広く周知徹底するため、普及啓発や相談体制の充実など必要な対策を進める。
- 雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けては、使用者への啓発を含め、具体的な取組方法や行政による支援策等を周知し、主体的な取組を促す。
- 教育現場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けて、積極的に取り組んでいく。
- 被害にあった人からの相談に適切に対応できるように、研修等により相談窓口の対応能力の強化を図る。

Ⅴ 性・暴力表現等への対応（P. 47～）

- メディア事業者自身による暴力や性表現の自粛等、自主的な取組を促す。
- インターネット等の利用環境の整備や適正な利用に関する普及啓発等を行う。
- 情報を発信する責任や情報リテラシーなどメディアへの対応能力を育成する。
- インターネット利用等に関する正しい理解を促すための啓発を行う。
- リベンジポルノをはじめ性・暴力表現に関わるトラブルの被害にあった人からの相談に対応できるように、研修等により相談窓口の対応能力の強化を図る。